資料1－1

# 事件配点、決裁区分について

令和８．７．１　刑事部長

第１　事件配点

１　身柄事件の配点は、刑事部長が行う。

２　在宅事件の配点は、下表の区分に従って行う（少年事件については後記第４参照。）。

地方事件、簡易書式以外の区事件は、刑事部長が各副部長に振り分けた上、当該副部長が決裁を担当するP、SPに配点する。

なお、刑事部長が各副部長に振り分けた事件のうち、副部長が検取事務官に処理させるのを相当と認めた事件について、①地方事件は、[redacted]に配点し、[redacted]の指示の下、各検取事務官が捜査を担当するものとし、②区事件は、[redacted]において各検取事務官にそれぞれ配点する。

| | | | 主任（担当） |
|---|---|---|---|
| 地方事件 | | 部長→各副部長（→[redacted]（副部長が検取相当と認めた場合）） | P、SP、[redacted](検取G) |
| 区事件 | 下記以外 | 部長→各副部長（→[redacted]（副部長が検取相当と認めた場合）） | P、SP、検取G |
| | 簡易書式 | [redacted] | 検取G |

第２　受理（配点）決裁

身柄事件記録への配点印は、後記第３記載の区分に従って、①の決裁官が押印する。

在宅事件記録への配点印は、配点をした決裁官が押印する。

第３　決裁区分

決裁官及び決裁順は下表のとおりとし、決裁区分については、**令和８年７月１日付け刑事部長指示「刑事部の決裁区分」による。**

**≪重要≫以下に加えて、否認事件等、部長が指定する事件は、次席検事の決裁を、裁判員裁判対象事件等の重要事件は、次席検事及び検事正の決裁を要する。**

| | |
|---|---|
| 本部係事件 | ①副部長→②部長 |
| P<br>(新任Pを除く) | ①副部長→②部長（副部長が部長決裁を要しないと認める事件は①のみ） |
| 新任P | ①副部長→②部長→③検事正（検事正までの決裁を原則とする） |
| シニアSP | ①副部長→②部長（副部長が部長決裁を要しない |

| | |
|---|---|
| | と認める事件は①のみ） |
| １～６年目SP | ①[redacted]→②副部長→③部長（副部長が部長決裁を要しないと認める事件は①及び②） |
| 検取 | ①[redacted]（移送、中止は部長まで） |

※　各副部長が決裁を担当するP、SP、検取Gは、別紙のとおり。

※　勾留、勾留延長、保釈等求意見、準抗告、釈放等の令状関係の決裁は、担当副部長が行う。ただし、勾留中の被疑者を処分保留で釈放するときは、部長の了解を得ること（副部長が部長の了解まで不要と認めた事件は除く）。

第４　少年事件について

１　簡易書式事件は、少年係検事（部長付少年事件担当）が処理する。

２　一般書式の在宅事件については、第１、２の地方事件の区分により、配点を受けた検察官が処理する。

[redacted]

３　少年事件を家裁送致するときは、対応の①の決裁官の決裁で足りる（副部長が部長決裁まで必要と認めたものは除く）が、新任検事については、上記第３の決裁区分に従い、検事正まで決裁を仰ぐものとする。

また、検取事務官が簡易書式以外の事件を家裁送致する際は、[redacted]名で送致書を作成し、[redacted]の決裁を仰いで押印を受け、副部長まで決裁を仰ぐこと。

第５　代決区分

１　部長決裁

刑事部長→特別刑事部長→交通部長→総務部長

なお、勾留請求等の令状関係の代決は、後記２による。

２　刑事部内

刑事部長→副部長→[redacted]

[redacted]→副部長→刑事部長

なお、副部長は前記第３の決裁区分における決裁を担当する副部長とするが、担当副部長が不在の場合は担当外の副部長の代決を仰ぐこと。

[redacted]